

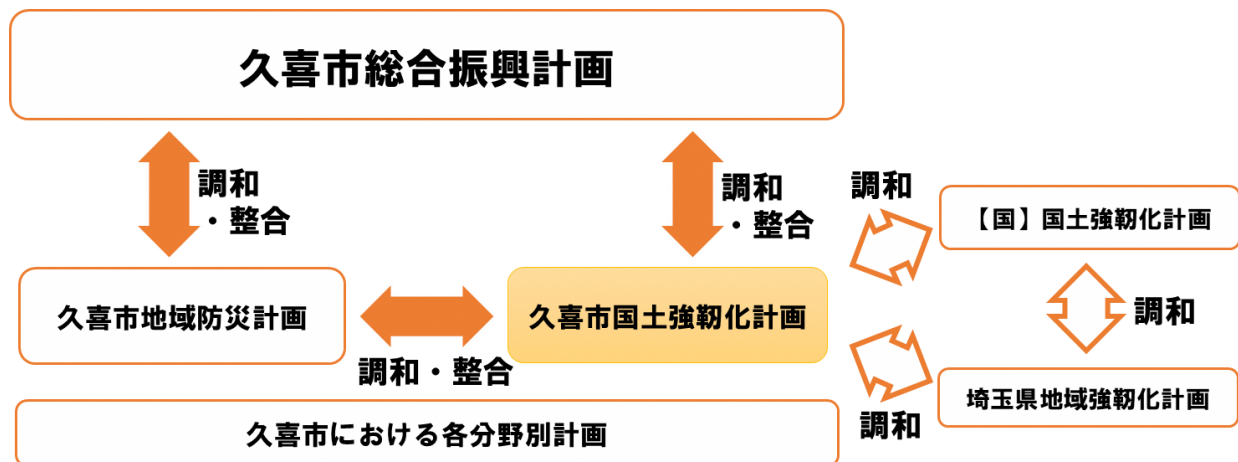
久喜市国土強靱化地域計画の主な見直し事項

1. 久喜市国土強靱化地域計画について

■久喜市国土強靱化地域計画

久喜市国土強靱化地域計画（以下「市強靱化計画」という。）は、国土強靱化基本法第13条に基づき、本市の国土強靱化に関する施策を「久喜市総合振興計画」や「久喜市地域防災計画」と調和・整合を図りながら、様々な分野の計画等の指針となる計画として位置づけ、令和4年3月に策定しました。

市強靱化計画の目的は、本市における地域強靱化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定し、計画期間は原則として総合振興計画の時期と合わせることであります。



2. 改訂の方針

■第2次久喜市総合振興計画との整合及び令和6年度組織機構改革の反映

市強靱化計画は、令和4年3月に新規策定しました。その後、令和5年3月に第2次久喜市総合振興計画が策定されたことにより、この度、総合振興計画との整合を図るため、また、令和6年度よりの組織機構改革を反映させるため、計画の見直しを行います。

【市強靱化計画における主な改訂内容】

(1) 脆弱性評価及び強靱化の推進方針

総合振興計画を基に定めている、第3章脆弱性評価の「施策分野」及び第4章強靱化の推進方針の「現状＜脆弱性の分析・評価＞」「今後＜推進方針・対応方針＞」を第2次久喜市総合振興計画の内容に変更しました。

(2) 各施策の取組における担当部署

令和6年度よりの組織機構改革により、部の名称、数が変わります。

第2次総合振興計画の策定に伴い、新たに設定した強靱化を推進する30の施策に対応する担当部署を配置しました。

(3) その他の改訂

- ・本市の概要の時点修正を行いました。
- ・書体の変更及び文言整理を行いました。

3. 今後のスケジュール

- ・令和5年度久喜市防災会議終了後、市HPにて公表（埼玉県への報告は不要）